

○国費旅費に係る旅行命令等の権限の再委任について

(平成 20 年 3 月 14 日例規第 59 号)

警察庁旅費取扱規則（昭和 39 年総理府令第 11 号。以下「府令」という。）第 4 条の規定により旅行命令等の権限を再委任する職員及び職務を代理する職員を次のとおり指定し、平成 20 年 4 月 1 日から適用するので、誤りのないようになされたい。

なお、国費旅費に係る旅行命令等の権限の再委任について（平成 7 年甲通達計第 2 4 号）は、廃止する。

記

第 1 旅行命令等の権限の再委任

府令第 4 条第 2 項の規定により、旅行命令等の権限の一部を別表の左欄に掲げる職員に委任する。

第 2 旅行命令等の職務の代理

- 1 旅行命令権者は、事故等のためその職務を行うことができない場合には、府令第 4 条第 4 項の規定により、別表の中欄に掲げる職員にその職務を代理させることができる。
- 2 前記 1 により、代理できる職員に旅行命令等の権限に係る職務を代理させるときは、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 13 条第 3 項に規定する支出負担行為担当官及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 1 条第 2 号に規定する官署支出官にその旨を通知するものとする。

附 則

この例規通達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日例規第 31 号)

この例規通達は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 26 日例規第 12 号)

この例規通達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表

再委任する職員	代理できる職員	旅行者
部長	-----	部長
市警察部長	-----	市警察部長
参事官	-----	参事官
局長	-----	局長
校長	-----	校長
課長等	-----	課長等
署長	-----	署長
副校長	校長	副校長以下の職員及び学生
次席等（副校長、副署長及び次長を除く。）	課長等	次席等（副校長、副署長及び次長を除く。）以下の職員
副署長（副署長を置かない署にあっては、次長）	署長	副署長（副署長を置かない署にあっては、次長）以下の職員